

平成23年10月7日
老高発第1007第1号
国住心第41号
(一部改正)
令和元年11月1日
老高発1101第2号
国住心第197号

各 都道府県
指定都市
中核市

住宅担当部長 宛て
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）に係る同条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録サービス付き高齢者向け住宅」という。）の整備に関する事業の実施に要する費用については、社会資本整備総合交付金の交付対象となるため、登録事業者が暴力団員等であった場合には、本交付金が暴力団の資金源となるおそれがある。

このため、暴力団員等への公金支出を防止する観点から、高齢者住まい法第8条第1項において、登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、同項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するときは、その登録を拒否する旨の暴力団排除条項を規定している。

ついては、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号。以下「合意書」という。）（別添1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、各都道府県、指定都市及び中核市においては、その実施に遺漏なきようお願いする。

記

1. 登録拒否要件に係る照会等

(1) 登録申請書における誓約

高齢者住まい法第6条第1項第15号及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第6条第12号及び第13号に基づき、登録申請者は、登録申請時において、登録申請書に登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であること誓約する必要がある。

(2) 登録拒否要件に係る照会

都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録の申請、登録事項等の変更の届出又は登録事業者の地位の承継の届出の際の窓口における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、登録申請者及び高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）。以下「登録申請者等」という。）が登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、合意書別記様式第1号により、当該登録申請者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別及び住所をCSV形式（エクセル、アクセス等の表計算又はデータベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク等）（以下「氏名等保存電磁的記録媒体」という。）により照会するものとする。ただし、照会する者の人数が5名以下の場合には、氏名等保存電磁的記録媒体を要さず、必要な情報が含まれていれば、形式も問わない。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ（半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け）、氏名漢字（全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRで半角とし、数字は2桁半角）及び性別（半角で男性はM、女性はF）を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日、性別及び住所の間を半角カンマで区切るものとする。

照会の際には、

- ① 照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等については、登録申請書別添の役員名簿、必要に応じて登録申請者等に提出させる「暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報」（別添2）等により確認すること
- ② 照会対象者の情報は個人情報であり、漏洩、紛失又は破損を防ぐ観点から厳正に管理すること

に留意するものとする。

なお、本照会に際し暴力団対策主管課長に登録申請者等の情報を提供することは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条には

抵触しない旨申し添える。

2. 登録拒否要件に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長から合意書別記様式第2号により、登録申請者等が登録拒否要件に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるとともに、当該措置を講じた旨を、合意書別記様式第4号により、暴力団対策主管課長に通知するものとする。

- (1) 登録申請者については、高齢者住まい法第8条第1項に基づき、登録を拒否する。
- (2) 高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者については、同法第26条第1項に基づき、その登録事業の登録を取り消す。
- (3) 社会資本整備総合交付金による登録サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金（以下単に「補助金」という。）の交付申請については、不交付決定を行う。
- (4) 補助金の交付決定をしていた場合には、交付決定を取り消し、当該補助金の返還を求める。

上記の措置を講じる場合において、当該登録申請者等が登録拒否要件に該当すると都道府県の住宅部局及び福祉部局が判断した根拠を問われた場合には、警視庁又は道府県警察本部からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた項目を口頭により明らかにすることは可能である。

3. 登録拒否要件に該当する旨の通知

暴力団対策主管課長が、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると認める事実を確認した場合には、合意書別記様式第3号により、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、通知することとなる。当該通知があった場合の対応については、2の規定を準用する。

4. 暴力団員等による不正登録及び不正受給に関する事案への対応

暴力団員等による不正な登録及び補助金の不正な受給に関する事案については、当該補助金が暴力団活動の資金源として用いられる可能性が高いことから、社会的反響も大きく、国民の信頼を揺るがしかねない。

このため、都道府県の住宅部局及び福祉部局は、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこととする。

5. その他

本通知に基づく暴力団対策主管課長への照会の結果、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると判明した場合には、当該登録申請者等の情報及び対処方針を遅滞なく国土交通省住宅局安心居住推進課及び厚生労働省老健局高齢者支援課に情報提供するとともに、以降の経過についても適宜情報提供することとする。また、本通知の取扱いについて疑義が生じた場合には、同課に照会することとする。

さらに、本通知の実行に際しては、暴力団対策主管課長と緊密に連携を取り、円滑な執行を図るとともに、職員の安全確保に懸念が生じた場合は速やかに暴力団対策主管課

長に相談することとする。

また、本通知の実行に際しては、住宅部局と福祉部局との情報共有等適切な連携を図ることとする。

以上

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁暴発第182号
老高発1101第3号
国住心第197号
令和元年11月1日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
山 浦 親 一

厚生労働省老健局高齢者支援課長
齋 藤 良 太

国土交通省住宅局安心居住推進課長
川 野 宇 宏

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録対象からの暴力団排除を推進するため、警察庁と国土交通省及び厚生労働省は、下記のことについて合意する。

なお、本合意書は令和元年12月14日以降効力を有することとし、同日をもって「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（平成23年10月7日付け警察庁丁暴発第213号、老高発第1007第2号、国住心第41号）は廃止する。

記

1 照会手続

- (1) 都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課（以下「登録制度主管課」という。）の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、次に掲げる者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）。以下「登録申請者等」という。）について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第8条第1項第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課の所在地を管轄

する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）により照会するものとする。

①高齢者住まい法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者

②高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者

(2) 登録制度主管課長は、前記(1)による照会に電磁的記録媒体を用いることができる。この場合の電磁的記録媒体への入力要領は、別に定める。

(3) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、速やかに調査の上、登録制度主管課長に対し、文書（別記様式第2号）により回答する。

2 通知手続

暴力団対策主管課長は、登録申請者等が登録拒否要件に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する登録制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 措置の通知

登録制度主管課長は、登録拒否要件に該当する旨の前記1(3)に規定する回答又は前記2の通知を受けた場合は、登録の拒否等を行い、当該措置を講じた旨を、別記様式第4号により暴力団対策主管課長に通知するものとする。

4 保護措置

暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、登録制度主管課長が登録の拒否等を行う場合において、登録制度主管課長から要請、相談等を受けた場合は、登録制度主管課長と緊密に連携し、関係職員の保護等必要な措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、いずれの場合も、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期すものとする。

また、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

(2) 暴力団対策主管課長と登録制度主管課長とは、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、登録制度主管課長は国土交通省住宅局安心居住推進課長及び厚生

令和8年3月2日変更

労働省老健局高齢者支援課長に対してそれぞれ報告するものとする。

以上

別記様式第1号（照会）

文 書 番 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」
に基づく照会について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号）に基づき、下記の当該合意書に規定する登録申請者等が登録拒否要件に該当するか否かについて照会します。

記

- 1 照会対象者
別添のとおり。

※ 別添を用いない場合は、
氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所、役職
を記載し、登録申請者が法人の場合は、
その法人の商号又は名称
を加えて記載すること。

別記様式第2号（回答）

文 書 番 号
令和〇〇年〇月〇日

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」
に基づく回答について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号）に基づき、令和 年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会に係る調査結果

○ 該当した場合

照会対象者〇〇〇〇は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第8条第1項第〇号に該当する事由があると認められる。

※ 第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号のうち、該当する号を記載する。

○ 該当しない場合

該当する事由があると認められない。

2 その他（※必要により記載）

〇〇都道府県登録制度主管課長 殿

〇〇警察本部暴力団対策主管課長 印

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」
に基づく通知について

「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」（令
和元年11月1日付け警察庁丁暴発第182号、老高発1101第3号、国住心第197号）に基づき、
下記のとおり通知します。

記

1 登録拒否要件に該当する登録申請者等

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 法人の場合にあつては、その法人の商号又は名称及びその者の役職

2 理由

上記登録申請者等は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）
第8条第1項第〇号に該当する事由があると認められる。

※第4号、第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号の
うち、該当する号を記載する。

3 その他（※必要により記載）

〇〇警察本部暴力団主管課長 殿

〇〇都道府県登録制度主管課長 印

暴力団員等に係るサービス付き高齢者向け住宅事業の {登録の拒否/登録の取消し/補助金の不交付決定/補助金の交付決定の取消し及び返還請求} について (通知)

令和〇〇年〇月〇日付け (文書番号) で {回答/情報提供} のあった下記の者に係る {サービス付き高齢者向け住宅事業の登録/社会資本整備総合交付金によるサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業の実施に要する費用に対する補助金の交付} については、令和〇〇年〇月〇日付けで {登録を拒否する/登録を取り消す/補助金の不交付決定を行う/補助金の交付決定の取消し及び返還請求を行う} こととしたので通知します。

記

1 措置を講ずることとした登録申請者等

- ① 氏名 (フリガナ)
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職

2 その他 (必要により記載)

暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報

1. 登録申請者が個人である場合

登録申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
事務所の代表者である使用人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

2. 登録申請者が法人である場合

当該法人の役員				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
事務所の代表者である使用人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

別添

情報セキュリティ要件（L G W A N 利用）

1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）と地方公共団体照会担当課（以下双方を併せて「照会実施機関」という。）との間（以下「照会実施機関間」という。）で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信及び授受に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信及び授受に用いる端末（以下「照会利用端末」という。）に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案（照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案）
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

2 端末に関する情報セキュリティ要件

(1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 暴力団対策主管課においては、最長で15分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設

けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造（新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等）を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

(2) 不正プログラム対策

ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

(3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者（以下「システム管理者」という。）に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

3 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

(3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。

(4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。

(5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。

また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。

(6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。

また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

(7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。

(8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。

(9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。

- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

4 共有フォルダ利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) 共有フォルダを用いて、照会文書の授受を行う場合は、共有フォルダに、照会文書を閲覧する権限がある者以外の者がアクセスできないようにアクセス制限を設けること。
- (2) 共有フォルダ内に蔵置する照会文書は、パスワードによる暗号化を行い閲覧を制限すること。
パスワードは、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。
当該パスワードの伝達方法にあたっては、秘匿性を確保すること。
また、当該パスワードについては、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (3) 共有フォルダ内に照会文書を蔵置する際には、蔵置する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講ずること。
また、原則として、警察が蔵置する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (4) 共有フォルダ内に蔵置した照会文書については、照会実施機関において確認後、直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (5) 共有フォルダに蔵置した照会文書が放置されていないことを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (6) 共有フォルダに蔵置した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。
また、照会文書を庁舎外に持ち出さないこと。

5 ログ管理

- (1) 暴力団対策主管課においては、利用者のログインに係るログを5年以上（ログが記録されたときから5年以上とする。）保存（電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。）すること。
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信、共有フォルダへのアクセス及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

別添

情報セキュリティ要件（インターネット回線利用）

1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）と地方公共団体照会担当課（以下双方を併せて「照会実施機関」という。）との間（以下「照会実施機関間」という。）で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信に用いる端末（以下「照会利用端末」という。）に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案（照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案）
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

2 サーバに関する情報セキュリティ要件

(1) ネットワーク環境

サーバを接続するネットワークと他機関のネットワークとの接続部分には、ファイアウォール等を設置し、業務上必要のない通信を遮断していること。

電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定されていること。

(2) サーバ間通信の暗号化

電子メールサーバ間にあつては、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざんの防止のため、次に掲げる事項を例とする電子メールに関する通信の暗号化を行うこと。

(ア) SMTPによる電子メールサーバ間の通信をTLSにより保護する。

(イ) S/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名の技術を利用する。

(3) 不正プログラム対策

サーバには、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定義ファイル等が常に最新の状態に保たれること。

(4) セキュリティホール対策

サーバに導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

3 端末に関する情報セキュリティ要件

(1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 暴力団対策主管課においては、最長で15分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

また、地方公共団体照会担当課においては、最長で30分間照会端末を操作しない場合、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造（新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等）を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

(2) 不正プログラム対策

ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

(3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者（以下「システム管理者」という。）に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

4 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセ

ス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

- (3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。
- (4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。
- (5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。
また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。
- (9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。
- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

5 インターネットを通じたファイルを送受信するためのサービス等（以下「ファイル転送サービス」という。）利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) ファイル転送サービスを利用して、照会文書のダウンロード先を通知するメールを送信する際には、同メールのメールアドレス（以下、「通知用メールアドレス」という。）を固定するとともに、それ以外のメールアドレスを使用しないこと。
- (2) 通知用メールアドレスは、そのドメイン名が、行政機関のものであることが保証されるものであること。
- (3) ファイル転送サービスにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付属する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。
- (4) 照会文書は、パスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないものを使用して適切に管理し、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

- (5) ファイル転送サービスを利用する場合は、アップロードしたファイルが一定期間後に自動的に消去される仕様となっていること。
- (6) 不必要な照会文書がアップロードされたままになっていないことを送信側の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (7) 警察がファイル転送サービスを使用する場合には、事前に警察庁に協議すること。

6 ログ管理

- (1) 暴力団対策主管課においては、利用者のログインに係るログを5年以上（ログが記録されたときから5年以上とする。）保存（電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。）すること。
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

原議保存期間3年
(平成27年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 2 1 4 号
平 成 2 3 年 1 0 月 7 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の成立により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録から暴力団員等を排除する規定が整備され、平成23年10月20日から施行されることから、今般、警察庁と厚生労働省及び国土交通省においては、下記のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、本通達に並行して、厚生労働省老健局高齢者支援課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長連名で「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（平成23年10月7日付け老高発第1007第1号、国住心第41号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の概要

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業とは

サービス付き高齢者向け住宅事業とは、高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業をいう（高齢者住まい法第5条第1項）。

(2) 登録について

サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームを構成する建築物ごとに、都道府県知事（高齢者住まい法第77条の規定により、指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）の登録を受けることができる（高齢者住まい法第5条第1項）。

登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（高齢者住まい法第5条第2項）。

登録は、任意であるが、登録を受けた事業者は、補助金の交付や必要な融資を受けることができるほか、税制上の優遇措置がある。

2 暴力団排除に関する規定

(1) 登録拒否要件

都道府県知事は、登録を受けようとする者※が、次のいずれか（以下「登録拒否要件」という。）に該当するとき、その登録を拒否しなければならない（高齢者住まい法第8条第1項）。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

また、登録を受けようとする者は、登録申請時において、登録を受けようとする者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととされており（高齢者住まい法第6条第2項及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定の確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）第7条第11号）、これに虚偽の記載があるときも登録が拒否される。

(2) 登録の取消し

都道府県知事は、登録事業者※が、登録拒否要件に該当するに至ったときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない（高齢者住まい法第26条第1項）。

※ 登録を受けようとする者及び登録事業者は、その者のほか、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人、法人の場合の役員及び事務所の代表者である使用人、個人の場合の事務所の代表者である使用人を含む。

3 厚生労働省及び国土交通省との合意事項

別添「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進に関する合意書」のとおり。

4 都道府県警察における照会回答、通知の対応

(1) 照会回答

都道府県（指定都市及び中核市を含む。）のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度を主管する課の長（以下「登録制度主管課長」という。）は、登録を受けようとする者又は登録事業者について、登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該登録制度主管課長の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（合意書1(1)、別記様式第1号）により照会を行う。

よって、照会を受理した暴力団対策主管課長は、必要な調査を行った上、速やかに回答書（合意書1(3)、別記様式第2号）により回答すること。

なお、照会は、照会書に電磁的記録媒体（照会対象者のカナ氏名、漢字氏名、生年月日及び性別を警察庁と厚生労働省及び国土交通省との間で定めたデータ形式（CSV形式）で入力されたもの。）を添えて行われることもある。

(2) 通知

暴力団対策主管課長は、照会を受けた場合のほか、登録を受けようとする者又は登録事業者について、登録拒否要件に該当する事由を認めるときは、該当する登録制度主管課長に対し、文書により通知するものとする（合意書2、別記様式第3号）。

よって、暴力団対策主管課長は、登録拒否要件に該当する者を認めるときは、積極的に通知すること。

3 留意事項

(1) 登録制度主管課長との連携

暴力団対策主管課長は、登録事業者から暴力団員等を排除するため、登録制度主管課長と相互の連携を図ること。

(2) 排除の徹底及び事件検挙

暴力団対策主管課長は、登録制度主管課長からの意見聴取に的確に対応することはもとより、あらゆる活動を通じて不適格事業者の把握に努め、登録制度主管課長への通知を的確に行い、その排除の推進を図ること。

また、暴力団員等による不正な登録による補助金の不正受給に関する事案を認知したときは、迅速かつ的確な捜査を推進すること。

(3) 保護措置

暴力団対策主管課長は、登録制度主管課長から要請又は相談を受理した場合は、登録制度主管課長と連携の上、関係職員の保護等必要な措置を講ずること。

(4) 情報管理

暴力団対策主管課長と登録制度主管課長との間の書類又は電磁的記録媒体の送付は、原則として手交により行うこととするが、遠隔地であるなど手交により難しい特段の事情がある場合は、暴力団対策主管課長と登録制度主管課長が協議の上、郵便書留による送付を行うことができる。

いずれの場合においても、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失、誤配達の防止、外部への漏洩の防止その他の情報の管理について、万全を期すこと。

(5) その他

合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、暴力団対策主管課長及び登録制度主管課長において、その都度協議の上、決定し、その結果を警察庁宛て報告すること。

本件担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

暴排担当 多田警視 800-4552 藤井警部 800-4557